

「共生社会」の実現のために

障害のあるなしにかかわらず、すべての命は同じように大切にあり、かけがえのないものです。

ひとりひとりの命の重さは、障害のあるなしによって、少しも変わることはありません。

このような「当たり前」の価値観を、改めて、社会全体で共有していくことが何よりも大切です。

こうした取組の一步一步の積み重ねが、障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら共に生きる社会(共生社会)の実現へとつながっていきます。



この「しょうがいしゃ さべつ かいしょうほう障害者差別解消法」では、しょうがい障害のある人に「ごう合理的配慮」りてき はいりょを行うことなどを通じて、「きょうせいしゃ かい共生社会」じつげんを実現することをめざ目指しています。

このほうりつ法律を進めることで、しょうがい障害のある人とない人がじつさい実際に接し、せつ関わり合うきかい機会が増えると思います。

こうしたきかい機会を通じ、しょうがい障害のある人とない人が、おたがお互いにりかい理解し合っていくことが、「きょうせいしゃ かい共生社会」のじつげん実現にとっておお大きないみ意味をもちます。

このりふレットリーフレットを通じて、ひとりひとりでもおほく多くの方に、あたら新しいいっ一歩をふみだ踏み出していただくことをねが願っています。

